

# お知らせ

令和6年1月

## 武豊町地域交流施設（多目的広場）の利用料金について

● 商業宣伝、営業又はこれに類する目的で使用する場合は、2倍の額とします。

● 適用時期：令和6年4月1日（利用日）～

● 武豊町地域交流施設の設置及び管理に関する条例：抜粋  
第14条第4項 別表第2  
多目的広場の利用料金の上限額

区分	午前9時から午後10時
多目的広場	1平方メートル1時間につき 2円

備考

- 1 商業宣伝、営業又はこれに類する目的で使用する場合は、2倍の額とする。

参考：地域交流センター館内は、既に同様の取扱いを行っています。

以上